

誰でも無料で
投稿・閲覧

じょーとーいしがき

じょーとーいしがきとは、「石垣市 × 市民 × 地元企業」でつくる石垣市を盛り上げる地域情報サイトです。行政情報だけではなく、地域の皆さんも無料で投稿いただけます！

誰でも・無料で こんな投稿が掲載できます！

サイトはコチラ！

イベント情報

〇〇祭りを開催します！

おすすめ情報

〇〇のお店のおすすめメニューです！

求人情報

サッカーのチームメンバーを大募集します！



じょーとーいしがきファンクラブ開始！

1 WEBから
お店をエントリー

2 サイネックスが
「じょーとーいしがき」へ
投稿・拡散

サイネックスが申込者様のHP・SNSから新着情報を確認して、記事を作成・投稿します

3 「じょーとーいしがき」の
記事をユーザーが閲覧

4 記事内のリンクから
お店のHP,SNSに
ユーザーを誘導

じょーとーいしがきの記事内のリンクから、申込者様の公式HP・SNSにユーザーを誘導します

じょーとーいしがきをより一層ご活用いただくために、企業や団体の皆さんが発信している内容をもとに、運営事務局にて無料で紹介記事を作成し発信する取り組み“じょーとーいしがきファンクラブ”を実施します！

市公式HPにて概要をご確認のうえ、お申込みください！
たくさんのエントリーをお待ちしています！

概要はコチラから

エントリーはコチラから

【紙面に関するお問合せ先】企画部 DX推進課 DX係 ☎0980-83-1672 【投稿に関するお問合せ先】(株)サイネックス wagamachi-info@scinex.jp

令和8年度 製造分の指定ごみ袋は、印字は無くなり、色で区別いたします。

中東情勢の悪化に伴い、ごみ袋の原料や印字に必要な溶剤が調達できない状況が続いており、指定ごみ袋の製造が困難な状況にあります。そのため、当面の間は、袋のデザインを簡略化して製造いたします。
令和8年度製造分の指定ごみ袋は、印字の代わりに 袋の色で、もやす、もやさないを区別します。
※令和7年度製造分の在庫が無くなり次第、印字のない指定ごみ袋が店頭に並びます。
※令和8年度製造の指定ごみ袋のイメージです。



ベロの部分と、取っ手の部分、今までどおり二重にしばって出して下さい。

よくある質問

Q 以前の指定ごみ袋と色付き袋、購入金額は変わるのか？
A いいえ。購入金額に変更はありません。

Q 以前の指定ごみ袋はもう使えなくなるのか？
A お手持ちの指定ごみ袋は、そのまま使用できます。また、混在して排出しても問題ありません。

Q 色付き袋であれば、何でもいいのか？
A いいえ。市が指定した「赤色 (もやす)・青色 (もやさない)」でなければ回収しません。

【問合せ】
環境課 ☎0980-82-1285
(その他4)

沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業 離島割引運賃の還付金請求のご案内

沖縄県では、離島住民の割高な航空運賃の負担を軽減する「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」を実施しています。石垣市では、この事業を活用して石垣市民の移動に伴う離島割引航空運賃の一部を還付しています。

対象者

※ 石垣市に住民登録しており、離島割引運賃の適用を受けて航空機を利用した次の方を対象とします。



小学校6年生までの小児

障がい者手帳（身体・精神・療育）をお持ちの方

対象期間



令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ 対象期間内に搭乗した分の離島割引運賃が対象です。

対象路線と航空会社



石垣 ⇄ 那覇・石垣 ⇄ 宮古・石垣 ⇄ 与那国

JTA・RAC・ANA・SNA

【問合せ】市民課 ☎0980-82-1260

還付金請求の手順

- 1 ▶ 離島割引運賃で航空券を購入する
- 2 ▶ 対象路線・航空会社に搭乗する
- 3 ▶ 還付請求書に必要書類等を添付して窓口を持参する

還付金請求書の様式や記入例、添付書類、注意事項等のほか、詳細を必ずホームページでご確認のうえ還付金請求を行ってください。

【問合せ】市民課 ☎0980-87-5076

石垣市 離島割引運賃還付金 検索



対象者が、離島割引運賃で対象航空会社の対象路線に搭乗した場合、離島割引運賃の還付金請求を行うことができますよ。



石垣市離島患者等に係る通院費等の一部助成事業について

石垣市では島外への通院時の負担軽減を目的として通院時の交通費（航空運賃）や宿泊費の一部を助成しています。「通院の費用が心配…」という方は、ぜひご活用ください。



詳しくはこちら

○助成対象者：がん患者、指定難病患者、小児慢性特定疾病児童、重度障害者（児）、妊産婦、未熟児、不妊治療を受ける夫婦、臓器移植に係る方、18歳未満の児童、患者の付添人等
また、令和8年度より宿泊費用の上限額引き上げや対象者の拡充をしました。

【問合せ】健康福祉センター ☎0980-88-0088



「基本のキが学べます」手話市民講座受講生募集

手話学習経験がない市民を対象に手話市民講座を開催いたします。手話は聴覚に障がいのある方々とのコミュニケーションを円滑にするための重要な手段です。この講座で聴覚障がい者が使う手話を実際に体験し、基礎的な手話語彙及び手話表現を学びます。

日程：令和8年7月23日、7月30日、8月6日 木曜日（全3回）
時間：19：00～20：30
場所：石垣市役所 コミュニティルーム
対象：高校生以上の石垣市民で手話学習経験がない方
受講料：無料
募集期間：7月1日（水）～7日（火）
定員：30名

※7月1日（水）午前9時より募集を開始いたします。応募はこちら
※定員に達し次第締切りいたします。
※高校生は保護者の承諾が必要です。
※7月13日までに決定通知をお知らせします。

【問い合わせ】障がい福祉課 ☎0980-82-9947



民生委員・児童委員活動紹介 ～那覇首里第1民児協との交流～

石垣市第2民児協では、令和8年2月19日開催された沖縄県民生委員・児童委員大会後の翌2月20日に、石垣市第3民児協と一緒に那覇市の首里第1民児協と意見交換会を行いました。様々な取り組みが行われていることを知る事ができ、今後の私たち第2民児協の活動の参考となりました。



介護長寿課からのお知らせ

介護保険負担割合証について

現在お持ちの介護保険負担割合証（緑色）の有効期限は7月末までとなっております。

要介護（支援）認定等を受けている方に、8月から使用する負担割合証を7月下旬に郵送しますので、負担割合証が届いたら内容を確認してください。

本人の住所（介護長寿課にて送付先変更届けを出されている方は指定の住所）への発送となります。

【問合せ】介護長寿課 ☎0980-87-6022

◇利用者負担（1割・2割・3割）が記載されています。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
性別	男・女
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
医療者番号並びに保険者の名称及び印	

◇住所、氏名、生年月日などを確認ください。

次期農業委員・農地利用最適化推進委員 募集中

募集期間：令和8年7月1日～7月31日 任期は令和8年11月1日～令和11年9月30日

第19期 農業委員の募集

【募集対象】農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の委員会の所掌に属す事項に関して、その職務を適切に行うことのできる方

【主な業務内容】農業委員会総会にて、農地法に係る農地の権利移動や農地転用の許可案件等に関する審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査等

【募集人数】推薦、応募合わせて19人

【報酬】月額49,000円 ※活動に応じて別途活動報酬及び費用弁償などが支給される場合があります。

第4期 農地利用最適化推進委員の募集

【募集対象】農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方
※農地等の利用の最適化の推進とは、担い手への農地利用の集積の推進、耕作放棄地の発生防止・解消の推進、新規就農などの農業参入の支援を行うことです。

【主な業務内容】担当地区内において現場活動、農地所有者の意向把握、農地の出し手・受け手への働きかけ、遊休農地の発生防止と解消の推進等

【募集人数】推薦、応募合わせて21人

【報酬】月額36,000円

※活動に応じて別途活動報酬及び費用弁償などが支給される場合があります。

【農地利用最適化推進委員の募集区域】

地区名	地区の区域
南部地区	大浜、平得、真栄里、登野城、大川、石垣、新川
中部地区	三和、川原、開南、於茂登、嵩田、名蔵、元名蔵
東部地区	宮良、白保、盛山、大里、星野、伊野田
北部地区	伊原間、明石、久宇良、平久保、平野
西部地区	崎枝、川平、大嵩、仲筋、吉原、桴海、野底

【資格要件】○市内に住所を有する方※農地利用最適化推進委員は市内に住所を有する者を基本に、市外に住所を有する者も妨げない。

○石垣市の職員でない方※農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできませんが、両方の候補者となることができます。

※次のいずれかに該当する者は除きます。

●破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ●禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 ●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、若しくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者

【募集期間】7月1日（水）から7月31日（金）まで（土・日・祝日を除く）

①午前8時30分～正午まで ②午後1時～午後5時15分まで

【募集方法】①農業者3人以上からの推薦 ②農業団体等からの推薦 ③一個人による応募

推薦・応募それぞれの様式に必要な事項を記入のうえ、持参または郵送（期限内必着）で市農業委員会事務局へ提出してください。

※①②③の様式は、市ホームページからのダウンロードか、市農業委員会事務局で配布しています。

【農業委員・農地利用最適化推進委員の公表】結果を市ホームページ等で公表（氏名、職業、年齢、経歴）しますので、あらかじめご了承ください

石垣市農業委員会ホームページの農業委員・農地利用最適化推進委員募集ページ

https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/nogyo_iinkai/1_1/1523.html

【問合せ】石垣市農業委員会事務局

〒907-8501 沖縄県石垣市真栄里672番地 ☎0980-82-1563 Eメールアドレス：nogyou@city.ishigaki.okinawa.jp



農業保険がすべての農業者をサポートします！

～農業経営には様々なリスクがあります～

収入保険（様々なリスクをカバー）

- ・青色申告を行っている農業者が対象です。
 - ・原則すべての農作物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、**病気やケガによる収穫不能**など、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。
- （花、野菜、果樹、たばこ、畑作物、米、さとうきび、しいたけ、はちみつ、茶など）

・新規加入は、令和8年12月末まで

自然災害で減収

市場価格の低下

病気で収穫不能



農業共済（自然災害リスクをカバー）

- ・米、さとうきび、農業用ハウスなどが**自然災害**によって受ける損失を補償します。
 - ・牛、豚、馬などの家畜については、**死亡**などした場合の補償と**病気やケガの治療費**を補填します。
- ※ 園芸施設共済（農業用ハウス）について
⇒ **集団加入**をすると掛金の**割引**があります。
また、補償メニューの選択により、通常より**大幅に安く加入**することもできます。



水稻



さとうきび



家畜



園芸施設

農業保険は国の公的保険制度で、保険料等（掛金）の国庫補助があります。

【問合せ】収入保険・農業共済について

詳しい内容は最寄りの農業共済組合へ沖縄県農業共済組合（八重山支所）☎0980-82-4780



青色申告について

お近くの税務署、JA等へ

フルスト原遺跡内への説明板設置♪

国指定「フルスト原遺跡」の魅力を伝えるために設置していた説明板 5ヶ所をリニューアルし、さらに 3ヶ所に新しい説明板を設置しました。

遺跡やその周辺を散策しながら新しい説明板をご覧ください、古(いにしえ)の歴史を感じてみませんか？

皆様の訪問を心よりお待ちしております。

HP QRコード



【問合せ】

石垣市教育委員会
文化財・市史編集課 ☎0980-83-7269

説明板設置場所



さとうきび農家の皆さまへ 干ばつ・熱中症対策のお願い

八重山地方は 5 月 4 日に梅雨入りしたものの、その後は降雨量が少なく、干ばつ傾向が続いています。例年、梅雨明け後は降水量が少なくなる傾向があり、このまま少雨が続いた場合、さとうきびの生育への影響が懸念されます。

特に 6 月から 10 月にかけては、さとうきびの生育が最も旺盛となる茎伸長期にあたり、多くの水分を必要とする重要な時期です。収量や品質の向上を図るためにも、スプリンクラーや散

水車、地域のかんがい施設等を活用し、適期かん水の実施をお願いいたします。

また、少雨に伴う害虫の発生増加も懸念されることから、ほ場の見回りや適切な防除にも努めてください。

あわせて、今後は気温の上昇が予想されます。農作業中はこまめな水分・塩分補給、適度な休憩を心掛けるなど、熱中症対策を徹底し、安全な作業をお願いいたします。

【問合せ】農政経済課 ☎0980-82-1307

令和 8 年度沖縄都市緑化祭 in 石垣市標語 (テーマ) 募集

選定作品は、沖縄県都市緑化祭の式典で表彰されるほか、令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までの「沖縄都市緑化月間」のテーマとして、キャンペーンポスターやチラシなど、幅広く都市緑化の啓発を目的に使用いたします。

参考 (過去受賞)

令和 6 年度 「育て合う 人と緑は 輝く未来のパートナー」

令和 7 年度 「美ら島に あふれる緑 つなぐ未来」

【応募先】

「標語」、「住所」、「氏名 (ふりがな)」、「電話番号」を明記の上、下記メールアドレスまたは FAX 宛に、お送りください。

メールアドレスの場合: douro@city.ishigaki.okinawa.jp

FAX の場合: 0980-83-9197

※石垣市役所 道路・施設課 窓口でも受け付けできます。

【募集期間】

令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで

【問合せ】道路・施設課 ☎0980-87-9007

「成年後見制度」ってなに？ 誰に相談すればいいの？

！成年後見支援センターにお任せください！

認知症や知的障がい・精神障がいにより、ひとりで判断することが難しくなった方の権利や財産を守るのが「成年後見制度」です。

☒ 当センターは、成年後見制度の利用に特化したサポート窓口です。

☒ 成年後見制度の詳細がよくわかる「サポートブック」を石垣市 HP で公開中！

【当センターの主な役割】

制度を伝える：仕組みやメリットを分かりやすく伝える

手続を支援する：家庭裁判所への申立方法をアドバイス

支援者を支える：後見人になった方をサポートします

成年後見制度の相談窓口はこちら

石垣市成年後見支援センター ☎0980-87-5515 (福祉総務課内)

石垣市地域包括支援センター ☎0980-84-3333 (介護長寿課内)

石垣市障がい者基幹相談支援センター ☎0980-87-9211 (障がい福祉課内)



成年後見支援



サポートブック

後犬ちゃん



令和8年度分 国民年金保険料 免除・納付猶予申請 受付開始のお知らせ

令和8年度分(令和8年7月～令和9年6月)の国民年金保険料の免除・納付猶予申請の受付が**7月1日**から始まります。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度とは、国民年金保険料の納付が経済的に困難である場合など、一定条件を満たす方々への救済措置です。

免除等区分には「全額免除」・「4分の3免除」・「半額免除」・「4分の1免除」・「納付猶予」があり、審査により1ヶ月単位で免除されます。審査の際には、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となります。

また、失業した場合の特例もあり、この場合は、失業した方の前年所得をゼロとみなして審査します。申請の際は、離職票等退職を証明する書類の添付が必要です。未納期間があると、年金額が低額になるほか、障害基礎年金や遺族基礎年金が保険料納付要件により受けられない場合があります。まずは、年金窓口またはお電話にてご相談ください。

【問合せ】石垣市役所 市民課 交付係 0980-87-9005 石垣年金事務所 国民年金課 0980-82-9211

石垣市 健康保険課よりお知らせです！ 国保は助け合いにより支えられています

国民健康保険は、加入者皆様の国保税によって成り立っている「助け合い」の制度です。国民健康保険事業の健全な運営のため、納税に対する皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

職場の健康保険に加入したときは、14日以内に健康保険課まで届け出をお願いいたします。また、税額算定や軽減の判定を適正に行うためにも、忘れずに家族全員、確定申告を行いましょう。

～ 納め忘れを防ぐために、口座振替をおすすめします～

■ 令和8年度の国保税は、7月に納税通知書を発送します

国保税は、国保に加入している皆様の

- 医療給付費としての「医療分」
- 後期高齢者医療制度の支援費としての「支援金分」
- 介護保険制度の給付等の費用としての「介護分」の合算額です。
- 令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されます。
子育て支援の拡充のため、医療保険の保険料から「子ども分」が課税されます。

令和8年度 税率表

	医療分	支援金分	介護分	子ども分
所得割	8.35%	2.20%	2.20%	0.27%
均等割	21,000円	5,500円	7,000円	1,329円
平等割	20,000円	6,000円	5,500円	800円
限度額	66万円	26万円	17万円	3万円

※介護分は第2号被保険者：40歳以上65歳未満の方のみに課税されます。

※子ども分の均等割は、18歳以上均等割(151円)を含みます。

● 国民健康保険の計算方法

- ・ **所得割** = 所得割基準額に率を掛けます。
- ・ **均等割** = 加入している世帯員の数に均等割額を掛けます。
※未就学児(令和8年度分については、令和2年4月2日以降に生まれた方)にかかる均等割額(1人あたりの金額)の5割が減額となります。

※18歳未満の被保険者については、子ども分の均等割は全額減額されます。

- ・ **平等割** = 1世帯の平等割額です。
- ・ **限度額** = 上記3項目の合計額がこの額を超えた場合の税額です。



毎週木曜日は、納付書の発行・納税の相談のため、窓口を夜間7時まで開設しておりますので、**国民健康保険税納税相談員**まで、お気軽にご相談ください。

【問合せ】健康保険課 保険税係 ☎ 0980-87-9045

● 税額算出例

給与所得者の場合

(夫42歳・妻39歳・子10歳・子5歳の4人家族の例)

- ・ 夫の給与収入400万円 (所得に換算すると約276万円)
所得割基準額: 276万円 - 43万円 = 233万円
控除額
- ・ 妻の給与収入50万円 (所得に換算すると0円)
世帯の**所得割基準額**合計 = **233万円**

医療給付費分

- [1] 所得割 **233万円** × 8.35% = 194,555円
 - [2] 均等割 21,000円 × 3人 = 63,000円
※未就学児分 10,500円 × 1人 = 10,500円
 - [3] 平等割 20,000円
- 合計 **288,000円 … A** ※100円未満は切り捨て

後期高齢者支援金分

- [1] 所得割 **233万円** × 2.20% = 51,260円
 - [2] 均等割 5,500円 × 3人 = 16,500円
※未就学児分 2,750円 × 1人 = 2,750円
 - [3] 平等割 6,000円
- 合計 **76,500円 … B** ※100円未満は切り捨て

介護納付金分

- [1] 所得割 **233万円** × 2.20% = 51,260円
 - [2] 均等割 7,000円 × 1人 = 7,000円
 - [3] 平等割 5,500円
- 合計 **63,700円 … C** ※100円未満は切り捨て

子ども・子育て支援金分

- [1] 所得割 **233万円** × 0.27% = 6,291円
 - [2] 均等割 1,178円 × 3人 = 3,534円
※未就学児分 589円 × 1人 = 589円
18歳以上均等割
151円 × 2人 = 302円
※18歳未満の均等割を全額減額
1,178円 + 589円 = 1,767円
 - [3] 平等割 800円
- 合計 **9,700円 … D** ※100円未満は切り捨て

年税額 **A + B + C + D = 437,900円**

後期高齢者医療保険料のお知らせ

7月に「令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料は、制度を支える大切な財源です。安心して医療を受けるために、保険料は納期限内に必ず納めましょう。

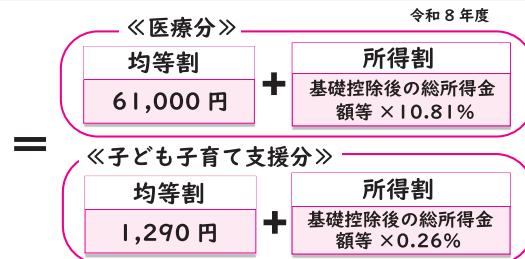
(1) 保険料の決まり方

保険料は、前年（令和7年）の所得をもとに、沖縄県後期高齢者医療広域連合において決定されます。後期高齢者医療制度の被保険者となる方全員が、一人ひとり保険料を納めます。

(2) 保険料の計算方法

保険料は、加入者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」との合計です。年度途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。また、令和8年度より子ども子育て支援金制度が始まりました。ご理解とご協力をお願いいたします。

一人当たりの
保険料額（年間）
※賦課限度額
871,000円



(3) 均等割額の軽減

世帯主と被保険者の所得の合計で判定します。75歳以下の世帯主の所得も判定の対象となります。

世帯（世帯主及び被保険者）の総所得金額等	軽減割合
基礎控除額（43万円）★を超えない世帯	7割軽減
基礎控除額（43万円）★+31万円 ×世帯に属する被保険者数を超えない世帯	5割軽減
基礎控除額（43万円）★+57万円 ×世帯に属する被保険者数を超えない世帯	2割軽減

★ 給与所得者等が2人以上いる世帯については、基礎控除額（43万円）に下記の金額が加算されます。

$(\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10\text{万円}$

※給与所得者とは

- ① 給与収入55万円を超える者
- ② 公的年金等に係る給与を有する者
(公的年金等の収入金額が65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超)

※軽減判定は、毎年4月1日の世帯の状況で行います。(4月2日以降の加入者は資格取得日)
※年金収入から公的年金控除額110万円と特別控除額15万円が控除された所得で判定されます。
※詳しくは、左記担当までお問合せください。

【問合せ】健康保険課 後期高齢者医療係 0980-87-9040

子ども・子育て支援金制度Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみならず支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子ども子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q どうして「支援金制度」が必要なのです？

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月に子ども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるのです？

A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

こどもまんなか
こども家庭庁

【問合せ】こども家庭庁 ☎0120-303-272 受付時間：9時から18時（日曜、祝日を除く）

Q なぜ独身や高齢者も支払うのです？

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

Q 支援金により負担が増えるのです？

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て支援金制度」について」



令和8年度 介護保険負担限度額認定更新のお知らせ

介護保険施設への入所やショートステイを利用したときの居住費・食費の費用は自己負担になります。ただし、市町村民税非課税世帯及び預貯金等が基準額の範囲内である方は、負担限度額認定申請により居住費・食費の上限額（負担限度額）が定められ、費用負担が軽減されます。

現在交付されている負担限度額認定証は有効期限が令和8年7月31日までとなっています。令和8年8月1日以降も継続して利用される場合は更新申請の手続きが必要となります。

また、令和8年5月31日時点で認定証の交付を受けている方に対して、石垣市より「更新のお知らせ」をお送らせていただいております。

◎受付期間

令和8年7月1日（水）～令和8年8月31日（月）

午前8時30分～午後4時30分（※正午～午後1時、土日祝日を除く）

◎申請先

石垣市介護長寿課窓口（郵送での申請も可能です。）

窓口での混雑をさけるため、あらかじめ同封した申請書にご記入いただき、必要種類をご用意の上ご提出ください。

【問合せ】介護長寿課 ☎0980-87-6022

指定金融機関の変更のお知らせ

令和8年7月1日付けで、本市の「指定金融機関」が（株）**沖縄銀行**から**沖縄県農業協同組合**に変更になります。

指定期間は、令和8年7月1日から令和10年6月30日までの2年間です。

指定金融機関とは、市の公金の収納、支払いの業務を取り扱うるために地方自治法に基づき、議会の議決を経て指定される金融機関です。

市税等の公金の収納事務を取り扱う収納代理金融機関は、琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県農業協同組合・沖縄県労働金庫・九州信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行となっております。

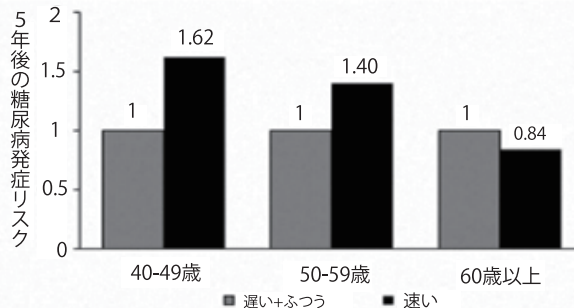
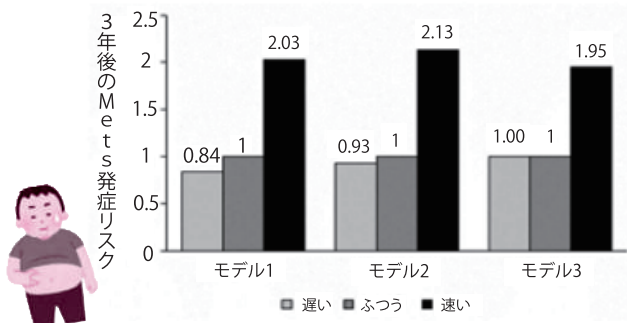
なお、市税や使用料などが納付できる場所は今までどおりです。

【問合せ】会計課 ☎0980-82-8543

「夏の集団健診がはじまります」

石垣市健康福祉センター 管理栄養士 今伊 あこ

暑い日が続いていますがいかがお過ごしですか。7月9日～16日までの期間、健康福祉センターにて集団健診を実施いたします。「忘れないよう早めのうちに」と、毎年多くの方が健康診断を受診されています。特定健診ではいくつかの質問をさせていただいていますが、その中に「人と比較して食べる速度が速いですか」との質問があります。厚生労働省では食べる速度が速い方は、ふつうの速さの方と比べ3年後のメタボリックシンドローム発症リスクが約2倍であるという研究結果がでています。さらに、食べる速度が遅い方と比べた時の5年後の糖尿病発症リスクは40代男性で約1.6倍、50代男性で約1.4倍であることがわかりました。



出典：厚生労働省 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）

一口量を減らすことや、噛み応えのあるものにする、一緒に食べる人よりも遅く食べ終わると決めて食べるなど、健診を受けることで日頃の生活習慣を振り返る方も多いようです。「久しぶりに健診を受けようかな」「初めて受けるけどどういう風に受けたらいいの?」と感じている方も、この機会に集団健診をご利用下さい。夏の集団健診の日程が難しい場合は、11月にも予定しています。日程をご確認のうえお越しください。お待ちしております。

夏の集団健診（長寿・基本・特定健診、がん検診）のご案内

予約不要
基本無料

／今年11月末までの特定健診受診で商品券獲得のチャンス／

日付	曜日	場所	受付時間
7月9日	木曜日	健康福祉センター	8:30～11:00 13:00～15:00
7月10日	金曜日	健康福祉センター	8:30～11:00 13:00～15:00
7月11日	土曜日	健康福祉センター	8:30～11:00 13:00～15:00
7月12日	日曜日	健康福祉センター	8:30～11:00 13:00～15:00
7月13日	月曜日	健康福祉センター	8:30～11:00 13:00～15:00
7月14日	火曜日	健康福祉センター	8:30～11:00 13:00～15:00
7月15日	水曜日	健康福祉センター	8:30～11:00 13:00～15:00
7月16日	木曜日	健康福祉センター	8:30～11:00 13:00～15:00

STEP 01 受診は簡単！ たったの2ステップ

STEP 02 自分が行きたい日時を決める。

STEP 02 受診券とマイナ保険証又は資格確認書を持って会場へ行く。

※オプション検査及びがん検診は原則有料

※受診券の再発行をご希望の方はお問い合わせください。
※混み具合により時間内であっても受付を終了する場合がございます。事前にご了承ください。
※例年、金曜日は混雑し、土・日曜日は余裕がございます。
健康診査にあわせてがん検診（肺・大腸・前立腺）も同時に受診可能です！！

【問合せ】健康福祉センター ☎0980-88-0087



詳細はこちら

7月の各種相談窓口・母子保健事業

※中止となる場合がありますので、事前にご確認のうえご利用ください。

消費生活相談

（多重債務、詐欺その他消費生活に関する相談）
毎週火曜日 13時から17時（消費生活相談員）
毎月第2、第4金曜日 13時から17時（司法書士）平和協働推進課 ☎0980-82-1253
※平和協働推進課窓口（23番）にお越しください。

人権相談

毎月第2木曜日9時から正午 人権擁護委員による人権困りごと相談 会場：平和協働推進課 ☎0980-82-1253
下記にて電話相談も受付しております。那覇地方法務局石垣支局 ☎0980-82-2004
みんなの人権110番 ☎0570-003-110 女性の人権110番 ☎0570-070-810 子ども人権110番 ☎0120-007-110

無料法律相談

毎週火曜日9時半から正午（※一部13:30-16:00※事前予約が必要、1人30分の計5枠の先着順です。）
予約受付は1週間前の8時30分からとなります。ご予約の際は平和協働推進課 ☎0980-82-1253 まで

行政相談

1日の14時～16時まで。電話相談もありますので、お急ぎの方はご利用ください。 ※石垣市公式LINEより
《電話相談・きくみ沖縄 ☎0570-090110》 DX推進課 ☎0980-83-1672 予約受付が可能です。

※2歳2か月児歯科指導、離乳食実習は全て予約制です。

母子保健事業

- ◆3～4か月児健診 18日
 - ◆9～10か月児健診 18日
 - ◆1歳6か月児健診日 17日
 - ◆3歳児健診 17日
 - ◆離乳食実習 7日
 - ◆2歳2か月児歯科指導 9日
 - ◆両親学級 15日、8日
- 健康福祉センター
☎0980-88-0088

市立図書館からのお知らせ

7月はまちに待った夏休みが始まります。図書館では夏休みの間、学習スペースや宿題に役立つ本、資料を用意しています。お友だちやご家族と一緒に、図書館へ足をはこんでみませんか。みなさまのご来館をお待ちしております。

【だっこDEおはなし会】

7月15日(水) 各回約30分

第1部: 午前10時15分～午前10時45分(月齢1か月～6か月)

第2部: 午前11時～午前11時30分(月齢7か月～12か月)

場所: 2階和会議室

定員: 各部6組まで

※赤ちゃんと保護者が対象

※一週間前より電子フォームにて

申込み受付

【読み聞かせ会】

日時: 毎週土曜日午後3時

場所: 1階児童室

【展示】

一般書「自然が織りなす光と色」

児童書「ゾクッとするこわーいお話」

郷土書「夏の伝統行事」

【シネマたいむ】

7月19日(日) 午後2時

場所: 2階視聴覚室

『ふるさと再生 日本の昔ばなし』(30分)

【移動図書館こっかあら号】

▶ 第1・3土曜日

9:20～9:50 伊野田公民館
10:15～10:45 伊原間公民館
11:05～11:35 明石公民館
12:00～12:30 平久保公民館
14:30～15:00 白保公民館
15:30～16:00 宮良公民館

▶ 第2・4土曜日

9:20～9:50 下地公民館
10:20～10:50 米原公民館
11:10～11:40 吉原公民館
13:15～14:00 川平集落センター
14:30～15:00 崎枝公民館
15:30～16:00 名蔵公民館

▶ 第1・3水曜日

15:30～16:15 石垣市新川児童館

▶ 第2・4水曜日

14:30～15:15 石垣市役所庁舎
15:30～16:15 健康福祉センター

年間スケジュールの詳細は、石垣市ホームページにてご確認ください。

◆7月の休館日 毎週月曜日、20日(海の日)、21日(海の日振替休日)、24日(資料整理日)

【問合せ】市立図書館 ☎0980-83-3862

最新情報はコチラ



石垣市子ども医療費助成制度のご案内

石垣市に住所を有し、健康保険に加入している18歳までの子どもにかかる医療費を対象とし、医療費の自己負担額(健康保険適用分)を助成する制度です。

対象年齢	外来	入院	給付方法 (証書の色)
0歳～18歳まで (18歳に達した日以降最初の3月31日まで)	○	○	現物給付 (ピンク)

※現物給付: 受給資格者証を提示することで窓口負担なし

※受給資格者証の登録のない方、登録の健康保険や口座に変更のある方は、子ども家庭課窓口にてお手続きください。

詳しくは、石垣市ホームページをご確認ください。



◆助成対象とならないもの

- ・保険適用外の費用(予防接種、健康診断の費用、薬の容器、各種証明書料、おむつ代など)
- ・選定療養費(紹介状を持参せずに地域医療支援病院等で受診した際に診療費とは別に徴収される費用)
- ・学校・幼稚園・保育園管理下での負傷、疾病等「災害給付制度」を利用する場合

【問合せ】子ども家庭課 ☎0980-87-0771

生活に役立つ「家計管理の基本」を学んでみませんか?

高校3年生対象 【はじめての家計管理勉強会】

勉強会
無料

知らなくても、だいじょうぶ! 分からなくても、だいじょうぶ! これから一緒に勉強をしてみましょう。

対象者 石垣島にお住まいの高校3年生 10名程度 → (友達と一緒に・一人でガッツリ)

日時 7月30日(木)①9:00～10:30(90分) 又は、②13:30～15:00(90分)
7月31日(金)③9:00～10:30(90分)

場所 石垣市役所 福祉総務課 会議室2

申込方法 福祉総務課(電話0980-87-6025)へ、電話で予約をお願いします。
申込期限 7月24日(金)17時まで。(先着順で定員になり次第締め切りとなります)

受付時間 平日9時～17時(12時～13時、※水土日祝日は除く)

内容 ①一人暮らしをする時に必要なお金を考えてみよう ②自分の家計表を作ってみよう
③支出の優先順位 ④支出を記録する ⑤「欲しいモノ」がある時どうする?

持参物 筆記用具・電卓(携帯でも可)

【問合せ】福祉総務課 ☎0980-87-6025



宿泊施設経営者のみなさんへ

令和9年2月1日から宿泊税が導入されます。

石垣島の豊かな自然や文化を次世代へ継承し、市民の生活と観光が共生できる「持続可能な観光地」を皆様と一緒に作っていき、観光客の受入環境整備や市民生活の質を向上させるための「安定した独自財源」の確保を目的としております。

石垣市公式ホームページより、登録申請書（宿泊税特別徴収義務者登録申請書）をダウンロードいただき、必要事項を記入のうえ、石垣市税務課に提出をお願い致します。

登録はコチラから



①法人の経営者の皆様

石垣市の電子申請フォームからオンライン申請が可能です。

②個人の経営者の皆様

申請様式にマイナンバーの記載が必要なため、原則として、本市ホームページより登録申請書を取得（ダウンロード）いただき、必要事項を記入のうえ、石垣市税務課に提出をお願い致します。

【問合せ】

税務課 ☎0980-87-9025

大人のひきこもりに悩んでいませんか？

アウトリーチ支援員が就労や社会参加をお手伝いします。

～アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業～

アウトリーチって？ ひきこもり気味になり困りごとを抱えたまま、自らSOSを発することが難しい方のいる場所に出向いて、必要な情報を届けたり、サービスにつないだりする活動のことです。相談支援員によるアウトリーチ（訪問）を行い、課題解決に向けての支援につなぎます。

家にいる時間が長く外に出づらい

仕事をしたいけど自信がない

人とかかわりを増やしたい

無職の子どもがひきこもり気味

子どもの将来やお金のことが不安



●早期に発見、つながるために

関係する行政・団体などと連携して、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない方を見出していくよう努めます。

●来所や電話だけでは十分な情報を得られない場合のために

訪問を行い、生活課題を確認し、解決の糸口を見つけていきます。

●ひきこもり状態にある人が支援を受けやすくするために

訪問を通して信頼関係を築き、就職や地域参加のきっかけができるよう努めます。

対象者

石垣市内在住で、ひきこもり（40歳以上）に関する悩みのある方、またそのご家族。

受付時間

平日9時～17時（12時～13時、土日祝日を除く）

【問合せ】 福祉総務課 ☎0980-87-6025

青い羽根募金ご協力をお願いいたします！

令和8年度も「海の日」を中心として、7月1日から8月31日までの2ヶ月間は青い羽根募金強調運動期間となっています。この募金は船舶の遭難や海洋レジャー事故の際の人命救助及びその訓練、機材の購入等に活用されます。

市民の皆様のご協力を宜しくお願いいたします。

◎募金の振込先

沖縄銀行 高橋支店	普通預金 1526329	ゆうちょ銀行	01780-5-46048
琉球銀行 壺屋支店	普通預金 4139	名義：公益社団法人琉球水難救済会	
海邦銀行 泊支店	普通預金 0-508-276		

◎募金先・問合せ先
（社）琉球水難救済会 ☎098-868-5940
農林水産商工部水産課 ☎0980-82-1529



八重山特別支援学校幼稚部入学者選抜検査

志願前教育相談

八重山特別支援学校では、年に一度、幼稚部入学選抜検査を行っています。本校幼稚部への入学を希望される方は、以下の選抜検査の出願資格と志願前教育相談の日程を確認してご連絡下さい。

1 特別支援学校の幼稚部の役割

- (1) 特別に支援が必要かつ地域での保育が難しい幼児の受け入れ
- (2) 障害のある幼児の保護者の参加による養育支援の場

2 幼稚部選抜検査の出願資格

- (1) 障害の程度が、学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する者で、令和9年3月31日で満年齢が3歳、4歳、5歳に達するもの。
- (2) 必要に応じて保護者の保育参加が可能なもの
※保育参加については、幼児の実態や発達段階に応じて保護者分離を進める。
- (3) 志願前教育相談を受けたもの

3 志願前教育相談について

- (1) 日時 令和8年9月10日（木）・9月17日（木）午後2時から5時
※事前に電話での予約が必要となります。

【問合せ】 八重山特別支援学校 ☎0980-86-7345

海上保安学校採用試験

受験資格

令和8年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない者及び令和9年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

受付期間

令和8年7月10日（金）～令和8年7月23日（木）まで

試験日等

ア 一次試験日	9月27日（日）
イ 一次試験合格発表	10月14日（水）
ウ 二次試験日	10月20日（火）～10月29日（木）
エ 最終合格発表	11月24日

採用人数

- 一般課程 約305名 【問合せ】
- 航空課程 約6名 石垣海上保安部管理課☎0980-83-0118
- 管制課程 約20名 第十一管区海上保安本部石垣航空基地
- 海洋科学課程 約20名 ☎0980-86-8511

令和8年度 行政連絡員

行政連絡員とは、市政の円滑な運営を図るため、市から事務の一部を委託された方々です。行政連絡員は、市の行事への協力や広報いしがきなどの配布を行っています。また、身近な相談窓口として、市民の皆様の声を行政へ届ける大切な役割も担っています。令和8年度の担当者は次の方々です。

行政区	担当地区	氏名
1区	登野城	下地 京子
2区	登野城	安村 順子
3-1区	登野城 八島	平野 輝子
3-2区	登野城	弓削 博昭
4-1区	登野城	平良 彦三
4-2区	登野城	屋嘉部 光彦
5区	大川	高良 和浩
6区	大川	上原 政弘
7区	石垣	選任中
8-1区	石垣	寄合 京子
8-2区	石垣	安部 寿美子
9区	新川	譜久盛 福男
10区	新川	崎山 英和
11-1区	新川	仲田 森宏
11-2区	新川 真喜良 第1団地	当山 高子
12-1区	新栄町	石川 直美
12-2区	新栄町	美崎 良子
13区	名蔵 元名蔵	上地 正人
14区	嵩田	島本 敏
15区	崎枝	立津 葉子
16区	川平	川平公民館
17区	米原 富野 大田 伊土名	知花 忠
18-1区	平得	西表 修
18-2区	平得	佐久川 賢三

行政区	担当地区	氏名
19-1区	大浜 磯辺	小祿 幸枝
19-2区	大浜 嵩田	次呂久 星枝
20区	宮良	宮良公民館
21区	白保	白保公民館
22区	星野	天久 隆文
23区	伊野田 大野	玉城 政時
24区	伊原間	新垣 仁司
25区	明石	仲里 薫
26区	久字良 吉野	吉田 友厚
27区	平久保	下野 拓也
28区	平野	中村 智子
29区	兼城 榮 下地 多良間	豊島 咲美
30区	三和 川原	川原公民館
31区	開南 於茂登	嶺井 善
32-1区	美崎町	美崎町自治公民館
32-2区	浜崎町	比嘉 みつ子
33-1区	新川 新川団地	仲宗根 愛子
33-2区	新川 真喜良第2・3団地	新里 高敏
34-1区	真栄里	山田 勝美
34-2区	真栄里	仲大盛 吉和
34-3区	真栄里	高良 聖作
34-4区	真栄里	須貝 誓子
35区	大里	平良 道康
36区	大嵩 仲筋 吉原	狩俣 武市

【問合せ】総務課法制係 ☎0980-82-1216

食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の引き上げについて

今般の食材費や光熱水費の上昇等の理由により、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額が見直され、下記のとおり改定されました。

入院時の食費代の標準負担額（一食あたり）

所得区分				1食あたりの食事代	
				令和8年 5月31日まで	令和8年 6月1日から
国民健康保険		後期高齢者医療制度		510円	550円(※1)
住民税課税世帯		現役並み所得者 一般Ⅰ・Ⅱ			
住民税非課税世帯低所得Ⅱ	過去12か月で入院日数が90日以内	住民税非課税世帯低所得Ⅱ(区分Ⅱ)	過去12か月で入院日数が90日以内	240円	270円
	過去12か月で入院日数が91日以上(※2)		過去12か月で入院日数が91日以上(※2)	190円	220円
住民税非課税世帯 低所得Ⅰ		住民税非課税世帯 低所得Ⅰ(区分Ⅰ)		110円	130円

※1 一部330円の場合があります。

※2 90日を超える入院の減額を受けるには申請が必要です。

65歳以上の人が療養病床に入院したときの食事代・居住費

所得区分				1食あたりの食事代		1日あたりの居住費	
				令和8年 5月31日まで	令和8年 6月1日から	令和8年 5月31日まで	令和8年 6月1日から
国民健康保険		後期高齢者医療制度		510円	550円(※3)	370円	430円
住民税課税世帯		現役並み所得者 一般Ⅰ・Ⅱ					
住民税非課税世帯低所得Ⅱ	過去12か月で入院日数が90日以内	住民税非課税世帯低所得Ⅱ(区分Ⅱ)	過去12か月で入院日数が90日以内	240円	270円		
	過去12か月で入院日数が91日以上(※2)		過去12か月で入院日数が91日以上(※2)	190円	220円		
住民税非課税世帯 低所得Ⅰ		住民税非課税世帯 低所得Ⅰ(区分Ⅰ)		110円	130円(※4)		

※3 一部510円の場合があります。

※4 一部160円の場合があります。

【問合せ】健康保険課

国民健康保険にご加入の方

☎0980-82-8126

後期高齢者医療制度にご加入の方

☎0980-87-9040

介護保険施設等に入所する一部の方の食費・居住費が 令和8年8月1日から変わります

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への補助(補足給付)を行っています。

令和8年8月から、第3段階①・②に該当する方について、食費が30円~60円(日額)、一部の方を除き居住費については100円(日額)引き上がります。

*食費の基準費用額についても100円(日額)引き上がります。

		基準費用額	負担限度額 (負担いただく日額)					
			第1段階	第2段階	第3段階①		第3段階②	
					令和8年7月まで	令和8年8月から	令和8年7月まで	令和8年8月から
食費 【ショートステイの場合】		1,545円	300円 【300円】	390円 【600円】	650円 【1,000円】	680円 【1,030円】	1,360円 【1,300円】	1,420円 【1,360円】
居住費	多床室							
	特養等	915円	0円	430円	430円	430円	430円	530円
	老健・医療院(注)	697円	0円	430円	430円	430円	430円	530円
	老健・医療院等	437円	0円	430円	430円	430円	430円	430円
	従来型個室							
	特養等	1,231円	380円	480円	880円	880円	880円	980円
	老健・医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円
ユニット型個室の多床室	1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円	
ユニット型個室	2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	1,470円	

(注)「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設又は「II型」の介護医療院における多床室の入所者(療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。)が対象。

補足給付の対象となる方

(令和7年度の年金額改定を踏まえ、令和8年8月から、利用者負担段階の基準を見直します。)

利用者負担段階	補足給付の主な対象者(令和8年8月~)	※非課税年金も含む	預貯金額(夫婦の場合)
第1段階	生活保護受給者		要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者		1,000万円(2,000万円)以下
第2段階	世帯全員が	年金収入金額(※)+合計所得金額が82.65万円以下	650万円(1,650万円)以下
第3段階①	市町村民税	年金収入金額(※)+合計所得金額が82.65万円超~120万円以下	550万円(1,550万円)以下
第3段階②	非課税	年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下

※ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業も対象となる場合があります。(事業を実施していない社会福祉法人等もあります。)

補足給付の対象ではない方

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。ご自身が居住費の引上げの対象になるかは施設にご確認ください。



第3回 THE 3rd OKINAWA KARATE WORLD FESTIVAL
~DEMONSTRATION and TOURNAMENT~

沖縄空手世界大会 2026

会場：沖縄コンベンションセンター Venue: Okinawa Convention Center

8.1 SAT
8.2 SUN

演武大会

競技大会 (少年少女)

JUNIOR TOURNAMENT 7.30 THU-8.2 SUN

沖縄空手 セミナー

OKINAWA KARATE SEMINAR

DEMONSTRATION

楽しいイベント盛りだくさん!

OKINAWA KARATE WEEK

7.28 THU-8.3 MON

沖縄空手会館など
Okinawa Karate Kalkan, Others

大会公式HP
Official Website

石垣市「広報いしがき」

有料 広告募集

詳しくはこちら▽

【問合せ】石垣市役所 DX 推進課 ☎0980-83-1672

